

第五次東京都子供読書活動推進計画 (案)

～ 読書から 育む広がる 豊かな知 ～

令和8年2月

◆ 東京都教育委員会



はじめに

子供の読書活動は「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）です。

一人1台端末の整備やAIの普及等のデジタル化の進展、予測困難で変化の激しい社会の中、読書は、子供が主体的に学んで必要な情報を判断し、よりよい人生や社会の在り方を考え、多様な人々と協働しながら問題を発見し解決していくために必要な資質・能力を身につける上で重要な役割を果たしています。

また、読書を通じて様々な世界を知り、自分自身の考えを確かめたり深めたりすることを通じて、学ぶ楽しさや知る喜び、共感や思いやりの心などを育むことができます。

子供の主体的な読書活動を推進するためには、家庭や学校、図書館、地域等が連携しながら、障害の有無等にかかわらず、全ての子供が等しく読書をすることができる環境づくりを進めていくことが必要です。

東京都はこのような考え方に基づき、子供の読書活動の推進に取り組んでまいります。

令和8年2月

東京都教育委員会

目 次

第1章 計画の位置付けと都の状況

1 本計画の位置付け

(1) 子供読書活動推進計画について	4
(2) 国の計画等について	5

2 第四次東京都子供読書活動推進計画

(1) 第四次計画の目標	7
(2) 第四次計画期間中の状況	8

第2章 第五次計画の基本的な考え方と具体的な取組

1 基本的な考え方

(1) 本計画が目指すもの	10
(2) 第五次計画において読書活動を推進していく 上での視点	11

2 第五次計画の基本方針

(1) 基本方針	12
(2) 読書の対象	13
(3) 計画期間	13

3 第五次計画の施策展開

(1) 家庭における読書活動の推進	15
(2) 学校・園における読書活動推進	16
(3) 地域における読書活動の推進	20
(4) 読書活動推進の基盤づくり	22

<参考資料>

○ 読書バリアフリー法との対照	25
○ 令和6年度 子供の読書活動推進に関する 調査の集計結果について<概要版>	26

第1章

計画の位置付けと都の状況

1 本計画の位置付け

(1) 子供読書活動推進計画について

東京都教育委員会は、「**子どもの読書活動の推進に関する法律**」に基づき、東京都における子供の読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示す「**東京都子供読書活動推進計画**」を策定しています。

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。

また、本計画は、「東京都障害者・障害児施策推進計画」（福祉局）と併せて、「**視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年)**」（**読書バリアフリー法**）に基づく、都の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画（**読書バリアフリー計画**）にも位置付けています。

区市町村においては、計画の策定・更新や、読書活動に係る取組を推進していくに当たり、本計画の内容を踏まえることが期待されるものです。

本計画の取組のうち、読書バリアフリーに特に関連する取組については、**読バリ** のマークを付しています。

(2) 国の計画等について

子供の読書活動の推進に関して、国は以下の計画等を定めており、本計画の策定にあたってこれらの内容を考慮しています。

○ 第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」【令和5年3月からおおむね5年間】

(基本的方針)

- ・急激に変化する時代において、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠
- ・全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進

1 不読率※の低減

※1か月に1冊も「本」を読まなかった児童・生徒の割合

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実、探究的学習活動等での図書館等の活用

2 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、図書館及び学校図書館等のDXを促進

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映

○ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（読書バリアフリー基本計画） 【第二期：令和7～11年度】

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）に基づき策定

○ 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」【令和4～8年度】

公立小中学校等の学校図書館の整備充実に向け、以下の取組を推進

- (1) 学校図書館図書標準※を達成するとともに、計画的な図書の更新
- (2) 新聞の複数紙配備（目安：小学校等2紙、中学校等3紙、高等学校等5紙）
- (3) 学校司書の配置拡充

【参考】「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」【令和6年10月～令和8年3月】

図書館・学校図書館の運営の充実に向け、以下の事項について検討

- (1) 学校・家庭・地域の連携による社会全体を通じた読書環境の充実
- (2) 読書バリアフリー法の制定やICTの急速な発展等の社会変化を踏まえた図書館及び学校図書館の運営やサービス等
- (3) 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応
- (4) その他、図書館・学校図書館の運営の充実

※ 学校図書館図書標準：文部科学省が定める、学校規模（学級数）に応じた公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書冊数の標準

2 第四次東京都子供読書活動推進計画

(1) 第四次計画の目標

都は第四次東京都子供読書活動推進計画(令和3～7年度)において、4点の目標を掲げ取組を推進してきました。

目標1 乳幼児期からの読書習慣の形成

(主な取組) • 乳幼児のいる家庭、乳幼児に関わる人へのホームページ等を通じた情報発信
• 区市町村立図書館の乳幼児サービス実施への支援、区市町村の推進計画策定・更新への働きかけ

目標2 学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進

(主な取組) • 都立図書館による生徒の調べ学習支援、オンラインによる調べ方講座の実施
• 学校図書館リニューアル事例の発信、学校経営基本方針に読書活動の推進等を位置付けるよう働きかけを実施

目標3 特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進

(主な取組) • 啓発資料『特別支援学校での読み聞かせ 増訂版』の作成
• 日本語を母語としない子供たち向けのおすすめの資料を展示する「やさしい日本語コーナー」の設置
• アクセシブルな資料を集めたりんごの棚※の設置などの取組の実施

※りんごの棚：スウェーデンの図書館が開始した、アクセシブルな資料等の紹介コーナー。国内でも設置館が増えてきている。

目標4 読む本の質の向上

(主な取組) • ホームページやソーシャルメディアを活用した高校生向けのおすすめの本や書評に掲載された本などの情報発信
• 読み聞かせ講座等への講師派遣や、選書等相談会の実施など、学校への支援の実施
• 区市町村立図書館職員研修の実施及び資料の共有

(2) 第四次計画期間中の状況

■ 「子供読書活動推進に関する調査」(令和6年度)

(対象) 都内公立学校の児童・生徒約41,000人（抽出調査）や都内公立学校、区市町村教育委員会等
(概要) 不読率、不読の理由、読書のデジタル化の状況、身近な読書環境、学校での取組状況等を調査

■ 「未就学児の保護者向けアンケート」(令和7年度)

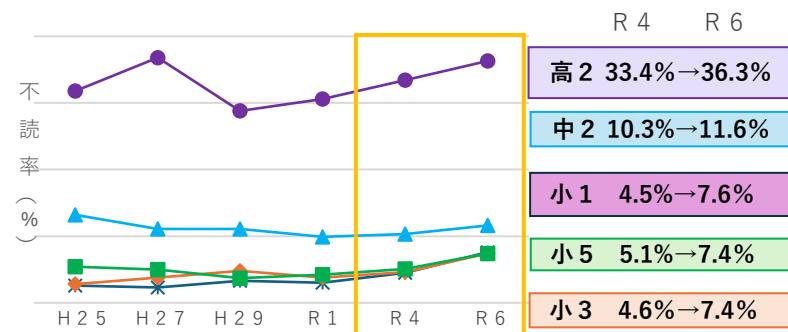
(対象) 都内の未就学児の保護者453人
(概要) 乳幼児期からの読書習慣の形成状況、読み聞かせの頻度等を調査

【課題】 児童・生徒の不読率は各学年とも上昇傾向にあり、
児童・生徒の発達過程に応じて読書に対し興味や関心が持てる様々な取組が必要

調査から明らかになったこと

- ・不読の理由として、「読みたい本がなかったから（39.9%）」「本を読むことに興味がないから（31.3%）」が高い割合
- ・読んだ本の中に電子書籍があった児童・生徒は増加
- ・「家の中に本がある」と答えた児童・生徒の8割が「本を読んだ」と回答しており、「本」を読んでいる児童・生徒は、身近な人と本を通じて交流している
- ・学校経営方針等に学校図書館の活用を位置づけ、読書時間の設定など読書活動の推進に係る取組を盛り込んでいる割合は、高校は一部改善の兆しあるもの、小・中学校はコロナ禍を境に減少傾向
- ・未就学児の保護者の読み聞かせの頻度は「ほぼ毎日」「週2～4回」が6割を占める一方、2割程度が「ほとんどしない」と回答

1か月間に「本」を読んでいない児童・生徒の割合



電子書籍は「本」に含む、教科書、学習参考書、漫画、雑誌、図鑑等は「本」に含まない

第2章

第五次計画の基本的な考え方と具体的な取組

1 基本的な考え方

(1) 本計画が目指すもの

- ◎社会の変化は非常に速く、複雑で予測困難となっている時代においてこそ、**自ら学び、課題解決に必要な資質・能力を育むため、読書活動の推進に取り組んでいく必要があります。**
- ◎読書活動の推進にあたっては、子供たちに読書の大切さを伝えていくとともに、**子供たちの興味や関心、時代の変化に応じた多様な読書活動を進め、一人一人の子供が主体的に読書に取り組めることを目指します。**

(子供の読書活動を推進する意義)

- 近年、スマートフォン等の普及により、動画やSNSなど子供たちの興味や関心を引く多様なコンテンツが出てきています。また、検索エンジンや生成AIの活用により、様々な情報に容易に触れ、たやすく集約することができる状況になっています。
- そのような中、**読書は、知識や情報といった結果を得るだけではなく、本を読むということを通じて、自分自身の考えを確かめたり深めたり**することができ、**考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心などを身につける**ことができます。
- 変化の激しい社会の中で、**主体的に学んで必要な情報を判断し、よりよい人生や社会の在り方を考え、多様な人々と協働しながら、問題を発見し解決をする**ために必要な資質・能力を育むことができます。
- さらに、**読解力や語彙力、文章を書く能力等の言語力の向上**や、本を通じたつながりの契機となることも期待されます。

(2) 第五次計画において読書活動を推進していく上での視点

○ 子供の成長に合わせた働きかけ

乳幼児期からの読み聞かせ、学校等での読書ガイダンスやおすすめの本の紹介、読書の記録、探究的な学習における学校図書館等の活用など、子供の成長に合わせて読書への興味や関心を喚起し、子供たちが読む楽しさ、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを得ることができる取組を進める必要があります。

○ デジタル技術の活用

一人1台の端末やAIの普及など、社会環境や学習環境が加速的に変化している状況において、読書活動についてもデジタル化を踏まえた取組を推進していくことが必要です。

○ 読書バリアフリーの推進

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（読書バリアフリー基本計画）」を踏まえ、障害の有無等にかかわらず、全ての子供が等しく読書できる環境整備を更に推進していくことが求められます。

○ 子供の意見の把握と反映

「東京都こども基本条例」(令和3年)※の精神にのっとり、子供の意見やニーズを把握し読書活動に取り入れることが、より良い読書活動に繋がります。

※「東京都こども基本条例」：「子どもの権利条約」の精神にのっとり、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念のもと、子供の安全安心、遊び場、居場所、学び、意見表明、参加、権利擁護等多岐にわたる子供政策の基本的な視点を一元的に規定した条例

2 第五次計画の基本方針

(1) 基本方針

1 発達過程に合わせた読書習慣の形成

子供一人一人の状況を踏まえた読書活動を支援し、発達過程に合わせた読書習慣の形成を推進するとともに、不読率が高い状況にある高校生が読書に興味や関心を持てる取組を進めています。

2 デジタル技術を活用した取組の充実

本との関わりのきっかけとしてのAI等の活用、読書に関するコミュニケーション、一人1台端末を活用した学校図書館の利用促進など、様々な場面でデジタル技術を活用した読書活動を推進していきます。

3 多様な子供たちの読書機会の提供

障害の有無、母語、家庭や子供たちの状況等にかかわらず全ての子供が等しく読書をすることができるよう、学校、公立図書館等において、多様なニーズを踏まえた読書環境整備の更なる推進を目指します。

4 子供の視点に立った読書活動の推進

多様な子供の意見を取り組に適切に反映することが重要であり、様々な方法で子供の意見やアイデアを聴取する機会を設けることのほか、子供自身が主体的に取り組む読書活動を推進します。

(2) 読書の対象

読書活動の推進にあたっては、子供たちに読書の大切さを伝えていくとともに、子供たちの興味や関心、時代の変化に応じた多様な読書活動を進めることが重要です。

このため、第五次計画では、**以下のものも読書の対象として取組を進めていきます。**

第五次計画：漫画、雑誌、図鑑等も対象とし、本の形態には**電子書籍に加え、オーディオブックも含む。**

(参考) 第四次計画：漫画、雑誌、図鑑、教科書、学習参考書以外のもの※。本の形態には電子書籍も含む。

※ 国の不読率の根拠となる読書の対象と同じ

(3) 計画期間

令和8年度から令和12年度までのおおむね5年間

※本計画における定義

「子供」：「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条に基づき、おおむね18歳以下の者

「学校」：学校図書館法第2条及び第3条の規定により学校図書館を設置することとされている学校。

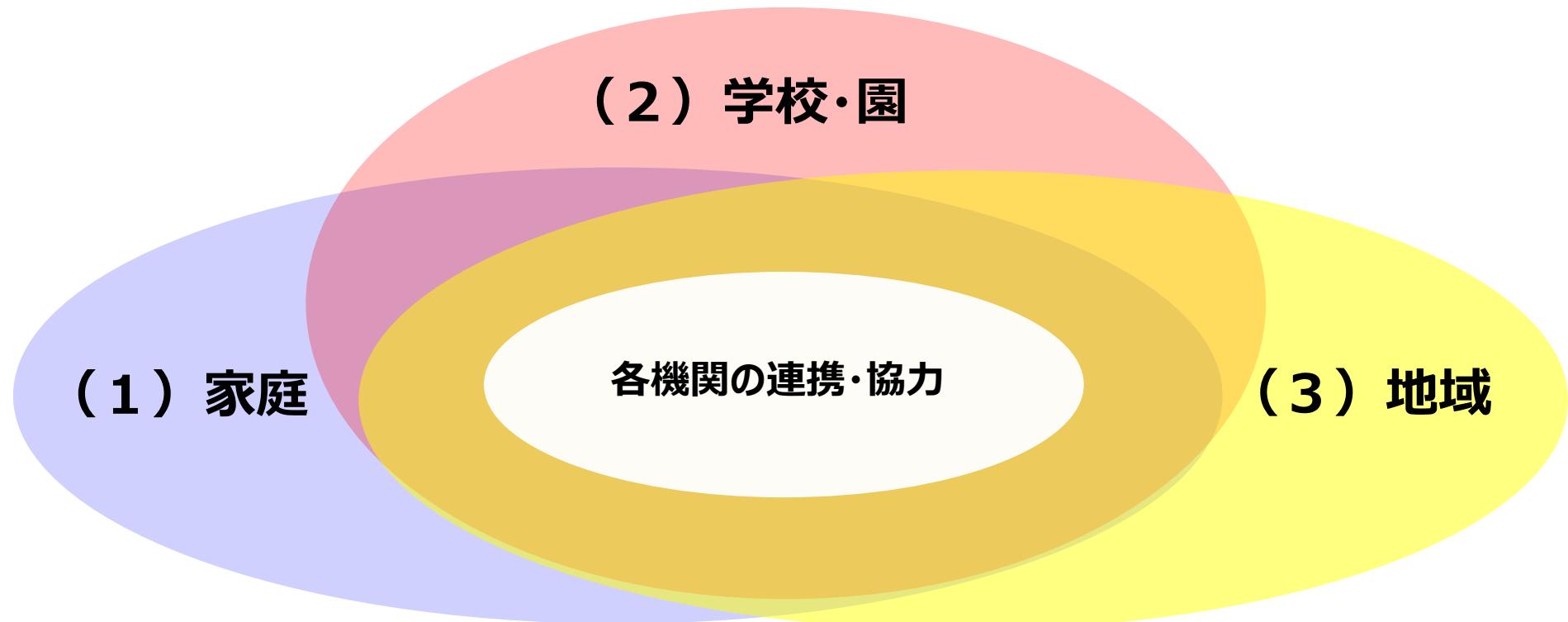
なお、幼稚園、保育所及び認定こども園等の園は、乳幼児に対して読書活動を行う教育機関等として取扱う。

「公立図書館等」：公立図書館、学校図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、点字図書館

3 第五次計画の施策展開

読書活動の全体像 ～ 社会全体で子供の読書活動を推進 ～

子供の読書活動は、（1）生活の場である家庭、（2）多くの子供が長い時間を過ごす学校・園、（3）多様な読書機会を提供する図書館等の地域が連携・協力し、社会全体で推進していくことが重要です。



(1) 家庭における読書活動の推進

子供の読書習慣は日常の生活を通して形成されることから、家庭においては、「子供が本と出会う」「子供とともに読書を楽しむ」体験を持つことが期待されます。

また、保護者をはじめとした周囲の大人の読書活動は、自らの生活を豊かにするだけではなく、読書をする姿が子供に読書への関心を高めることに繋がります。

【都の取組】

- 親子で参加できるトークイベント等、子供や保護者が読書への興味や関心を高める機会の提供
(都立図書館の取組)
- 読み聞かせや絵本の情報、家庭における読書に関するQ&A等をホームページで発信
- 子供の読書に関する都民からの相談への対応

【区市町村での取組】

- 家庭で子供が日常的に本に親しめるように、各自治体における子育て支援事業とも連携した啓発・相談
(例) 乳幼児健診を利用した読み聞かせの実演、ブックスタートとして本の配布をきっかけとした相談への対応
- 定期的な読み聞かせやおはなし会、保護者対象の読み聞かせに関する啓発講座を開催し、本を通じた家庭やボランティア、関係者などのつながりを形成

(2) 学校・園における読書活動の推進

子供が様々な興味や関心から読書に親しめるようにするために、家庭での取組に加え、学校・園において読書活動の推進に向けた取組を進めていくことが必要です。

【都の取組】

① 読書活動における好事例の発信

- 子供の意見を取り入れた読書活動、AI等のデジタル技術を活用した読書活動の事例を収集し、東京都子供読書活動推進計画ホームページで発信

② 書評合戦の実施

- 都立高等学校、都立中等教育学校後期課程で、生徒同士が本の魅力を紹介し合う取組
- 校内予選を勝ち抜いた各都立学校の代表生徒、国立・私立学校の生徒が一堂に集う「高校生書評合戦（ビブリオバトル）東京都大会」を秋に開催

（都立図書館による学校支援）

- 都立図書館の専門的な蔵書が閲覧できるタブレット端末を都立学校へ導入し、探究学習等に活用（新）[読 pari](#)
- 各都立高校における探究学習の成果等を都立図書館内に展示（新）
- デジタル機器を活用し、オンラインによる校外学習に活用（新）[読 pari](#)
- バリアフリー図書等の貸出を全ての特別支援学校に対応できる規模に拡大[読 pari](#)
- 選書等相談会やレンタルサービス、図書館活用講座
- 特別支援学校等の読み聞かせ講座等の講師派遣

③ 都立学校における学校図書館の充実

学校図書館は、子供が読書を楽しめる「読書センター」、情報の収集・活用・発信を行う「情報センター」、主体的な学習や学習発表を行う「学習センター」の3つの機能を有しています。

各教科、特別活動、総合的な学習（探究）の時間において、学校図書館の利活用を促進するとともに、新たな技術を用いた読書活動の充実や子供にも伝わる広報を充実していくことが重要です。

- 都立学校の図書館にソファーや個人ブースなどを備え、多様な過ごし方ができる空間を整備（新）
- 電子書籍の活用により、探究学習や家庭学習などの取組を充実（新）
- 子供が利用しやすく、本を選びやすい環境をつくるため、利用実態に合わせた開館時間の設定や、学級文庫や校内玄関・廊下での展示など、本を身近に感じられるサービスの展開
- 在籍する多様な子供を考慮し、外国語資料、やさしい日本語の資料やアクセシブルな資料や機器を含め、よりよい選書や整備を行っている好事例の発信 [読バリ](#)

新たな学校図書館のイメージ

静かに本を読むだけではなく、様々な子供が、多様な読書活動ができるよう、学校図書館の充実が望れます。

①多様な過ごし方

静かに集中して読書ができる空間、グループで交流が可能な空間、自由にレイアウトが変えられる空間等、多様な過ごし方が選択できる図書館へ

②デジタル活用

電子書籍やAI等デジタル技術を活用した読書活動を推進



③アクセシブルな資料等の充実 読パリ

りんごの棚の設置等により、多様な子供が読書できるアクセシブルな資料※や、やさしい日本語の資料等も含め提供し、全ての子供に読書バリアフリーを周知

④子供の意見を反映した読書活動

Webフォームの活用等により子供の意見やアイデアを聴取する機会の設定

※ アクセシブルな資料：点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本、音声読み上げ対応の電子書籍、マルチメディアディジー、オーディオブック、テキストデータ等、視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる資料。LLブックとは、知的障害や発達障害などで読み書きが不自由な人たちが読みやすいように工夫された本。「LL」はスウェーデン語の「やさしく読みやすい」を意味することばの頭文字。

① 学校での計画的な推進

- 教育課程届の「指導の重点」に読書活動に関する取組を明記
- 各教科等の指導との関連、家庭や地域との連携について記載した**年間の読書指導計画の作成**
- 校務運営組織に読書活動や学校図書館運営の分掌を位置付け、読書活動についての評価・改善

② 子供の発達過程に応じた働きかけ

- 小学校において、学級活動での学校図書館の活用、教員による本の紹介、ブックトークや読み聞かせを実施
- 新入生に学校図書館の使い方に関するガイダンスを実施し、読書や図書館の魅力を伝える
- 読書カードの活用による読書履歴を通して自己効力感を実感

③ 子供の意見を取り入れた読書活動

- Webフォームの活用等により**子供の意見やアイデアを聴取する機会の設定**

④ 公立図書館等の関係機関との連携

- 団体貸出、レファレンスサービス、学校・園訪問による読み聞かせやブックトーク、学校図書館運営の相談
- 視覚障害等のある子供が在籍する学校等での、国立国会図書館（※）や「**サピエ図書館**（※）」が提供するサービスの利用促進

読パリ

※国立国会図書館では、目の見えない方・見えにくい方、活字の図書を読むのが難しい方など、さまざまな障害のある方が、利用しやすい形式の資料を探すことができる「視覚障害者等用データ送信サービス」を提供している。また、「視覚障害者等用データ送信サービス」の利用の窓口として、国立国会図書館障害者用資料検索（みなサーチ）を提供している。

※**サピエ図書館**：視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字・デイジーデータ等を提供するネットワーク

【保育所、幼稚園、認定こども園等での取組】

- 乳幼児の**発達の過程や興味や関心に応じた読み聞かせやおはなし会**などの実施等、読書の機会の充実
- 読み聞かせの実演や読書資料の配布など、子供の読書についての保護者への啓発

(3) 地域における読書活動の推進

子供の読書活動を推進するため、公立図書館では、子供の発達過程に留意し、読書に興味を持たせるサービスを充実し、子供や保護者などが集い、読書に親しむことができる場として機能することが望されます。

【都立図書館の取組】

都立多摩図書館では、幅広い年代の子供が読書に喜びを見いだせる、子供の知りたい、調べたいと思うに応える本を、アクセシブルな資料や外国語の資料も含め幅広く収集しています。 [読バリ](#)

① 発達過程に合わせた働きかけ

- 乳幼児と保護者を対象としたおはなし会の実施や、家庭での読書に関するQ&A等の情報発信
- 小学生の自由研究を支援するガイドブック『これならできる！自由研究111枚のアイディアカード集冊子版』の改訂
- 小学校高学年から中学生世代の利用にスポットを当てた「あいだの本棚」を設置
- 読書に興味を持たない子供たちにも本や図書館を知つてもらうため、ゲーム、謎解き等を実施



都立多摩図書館で実施した謎解きイベント



(公財)日本障害者リハビリテーション協会
マルチメディアデイジーの例

② デジタル機材の活用（新）

- 読み上げている文字の色がつくデジタル図書（マルチメディアデイジー）を拡充し、校外学習等に活用 [読バリ](#)
- 図書館に来館しなくともオンラインで館内見学等ができるよう、遠隔操作機材の等の環境整備 [読バリ](#)

③ 区市町村立図書館への協力・支援

- 協力貸出・協力レファレンス（資料の貸出・情報の提供や提示）による各図書館等の支援
- 公立図書館未整備の自治体への、子供の読書活動や読書環境整備に係る助言や資料の貸出

【区市町村立図書館の取組】

- 絵本コーナーや青少年コーナーの設置、読み聞かせやおはなし会の定期的な実施
- 視覚障害等のある子供やその保護者に対し、**国立国会図書館**や**サピエ図書館**が提供するインターネットサービスについて、パソコン等の端末機器の貸出や利用の案内 [読 pari](#)
- 誰もが参加できる読書活動の実施等、**ユニバーサルデザイン**の視点でのサービスの更なる充実 [読 pari](#)
- りんごの棚※や、やさしい日本語で書かれた本のコーナーの設置 [読 pari](#)
- マルチメディアディジタル等の各種読書媒体やそれらを利用するための端末機器等の情報を収集し、視覚障害等のある子供やその保護者に共有 [読 pari](#)
- アクセシビリティの向上に向け、各館に**読書活動支援の案内ができる職員の配置、明示** [読 pari](#)

※りんごの棚：スウェーデンの図書館が開始した、アクセシブルな資料等の紹介コーナー。国内でも設置館が増えてきている。

【他の関係機関による取組】

① 児童館、公民館、青少年施設等

公立図書館やボランティア団体と連携して本を身近に置いたり、地域の実情に応じて、読み聞かせやブックトークなどの読書活動に取り組んだりすることが期待されます。

② 家庭文庫、地域文庫

家庭文庫や地域文庫など、地域において家庭的な雰囲気の中で本に親しめる個人や団体による読書活動も行われています。

(4) 読書活動推進の基盤づくり

子供の読書活動を推進する上で、実効性を更に高めるには、各自治体において地域の実情を踏まえた子供読書活動推進計画を策定し、施策の方向性や取組を示し、実践・評価することが重要です。公立図書館においては、専門的知識をもった職員の資質の向上が常に求められるほか、子供の読書活動の推進に欠かせない力である、地域におけるボランティアの養成と組織化、活動の場の検討が望まれます。

【都の取組】

①区市町村における子供の読書活動推進計画の更新・策定の支援

②子供読書活動推進に関する調査（令和9、11年度）

- 児童・生徒の読書状況や、公立学校・公立図書館等における読書活動の状況を把握し、活用
- 区市町村や学校での読書活動の推進の参考となるよう、調査結果をホームページ等で公表

③取組状況の評価等

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく点検及び評価を毎年1回実施
- 令和12年度に第五次計画に基づく取組状況を評価するとともに、次期計画策定に向け検討

④人材育成

- 司書教諭等を対象に、学校図書館の効果的な活用や読書活動の充実に関する研修等の実施
- 区市町村立図書館の児童・青少年サービス担当職員に対する専門研修の実施
- 区市町村立図書館が開催する読み聞かせ講座等の講師派遣等の実施

【区市町村の取組】

① 地域の実情に応じた計画的な読書活動の推進

- 学校や乳幼児のいる家庭への働きかけや支援等、**具体的な取組内容を示した推進計画の策定・更新**
- 可能な限り具体的な目標を設定し、その達成状況に関して**点検及び評価**を実施

② 読書活動を支える人材の育成・支援

ア 司書教諭等の人材育成

- 都が実施する**研修への参加の促進**
- 学校図書館運営マニュアルや資料収集のための選定リストの作成等
- 司書教諭間の情報共有や意見交換等、研鑽の場の提供

イ 図書館職員の人材育成

- アクセシブルな資料を含む児童・青少年対象の資料や多様な子供の読書活動に精通した**豊かな経験や最新の知識を備えた職員の育成** 読bar

ウ ボランティア活動の支援を通した自主的な活動等の推進

- 研修など勉強会の支援や図書館資料の貸出
- 活動場所やボランティア相互の**情報交換の場**の提供

③ 啓発、広報

- おはなし会や本に掲載されている情報を活用した**自由研究講座等の開催**
- 作家の講演会など**読書に親しむ行事**や子供による**おすすめ本の紹介**等の実施

參考資料

(参考) 読書バリアフリー法との対照

読書バリアフリー法 関連条文	No.	ページ	項目	内容(本文)
第九条 (視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)	1	16	(2) 学校・園における読書活動の推進 【都の取組】 (都立図書館による学校支援)	►都立図書館の一部の電子書籍を館外から閲覧可能とする取組の実施(新) ►デジタル機器をオンラインによる校外学習に活用(新) ►都立特別支援学校の読書・学習活動推進への図書セットの貸出(拡充)
	2	18	(2) 学校・園における読書活動の推進 新たな学校図書館のイメージ ③アクセシブルな資料等の充実	りんごの棚の設置等により、多様な子供が読書できるよう、アクセシブルな資料※や、やさしい日本語の資料等も含め提供し、全ての子供に読書バリアフリーを周知りんごの棚の設置等により、多様な子供が読書できるよう、アクセシブルな資料※や、やさしい日本語の資料等も含め提供し、全ての子供に読書バリアフリーを周知
	3	20	(3) 地域における読書活動の推進 【都立図書館の取組】	都立多摩図書館では、幅広い年代の子供が読書に喜びを見いたせる資料、子供の知りたい、調べたいという思いに応える本を、アクセシブルな資料や外国語の資料も含め幅広く収集しています。
	4	20	(3) 地域における読書活動の推進 【都立図書館の取組】 ②デジタル機材の(新)	►マルチメディアディナーを気軽に利用できるよう、複数のタブレット端末を揃え、校外学習に活用 ►図書館に来館しなくてもオンラインで館内見学等ができるよう、遠隔操作機材の等を整備
	5	21	(3) 地域における読書活動の推進 【区市町村立図書館の取組】	►誰もが参加できる読書活動の実施等、ユニバーサルデザインの視点でのサービスの更なる充実 ►りんごの棚(※)や、やさしい日本語で書かれた本のコーナーの設置 ►アクセシビリティの向上に向け、各館に読書活動支援の案内ができる職員の配置、明示
第十条 (インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)	6	19	(2) 学校・園における読書活動の推進 【学校での取組】 ④ 公立図書館等の関係機関との連携	►視覚障害等のある子供が在籍する学校等での国立国会図書館(※)や「サピエ図書館(※)」が提供するサービスの利用促進
第十四条 (端末機器等及びこれに関する情報の入手支援)	7	17	(2) 学校・園における読書活動の推進 【都の取組】 ③ 都立学校における学校図書館の充実	►在籍する多様な子供を考慮し、外国語資料、やさしい日本語の資料やアクセシブルな資料や機器を含め、よりよい選書や整備を行っている好事例の発信
	8	21	(3) 地域における読書活動の推進 【区市町村立図書館の取組】	►マルチメディアディナー等の各種読書媒体やそれらを利用するための端末機器等の情報を都立図書館等から収集し、視覚障害等のある子供や保護者に共有
第十四条・第十五条 (端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援)	9	21	(3) 地域における読書活動の推進 【区市町村立図書館の取組】	►視覚障害等のある子供やその保護者に対し、国立国会図書館やサピエ図書館が提供するインターネットサービスについて、パソコン等の端末機器の貸出や利用の案内
第十七条 (人材の育成等)	10	16	(2) 学校・園における読書活動の推進 【都の取組】 (都立図書館による学校支援)	►特別支援学校等への読み聞かせ講座等の講師派遣
	11	23	(4) 読書活動推進の基盤づくり 【区市町村】 ② 読書活動を支える人材の育成・支援 イ 図書館職員の人材育成	►アクセシブルな資料を含む児童・青少年対象の資料や多様な子供の読書活動に精通した豊かな経験や最新の知識を備えた職員の育成

令和6年度 子供読書活動推進に関する調査の集計結果について＜概要版＞

令和6年度調査の概要

- 第四次東京都子供読書活動推進計画に基づき実施
- 都内の子供の読書の状況、及び公立学校や公立図書館等における読書活動等の現状を把握し、今後の施策に活用することが目的
- 実施期間 令和6年9月
- 調査方法 原則Webフォームによる回答

児童及び生徒の読書の状況について

児童・生徒の不読率

■不読率 (%)

※1か月の間に1冊も「本」を読まなかった児童・生徒の割合

	H25	H27	H29	R1	R4	R6
小1	2.6	2.3	3.3	3.0	4.5	7.6
小3	2.8	3.8	4.8	3.8	4.6	7.4
小5	5.4	5.0	3.7	4.2	5.1	7.4
中2	13.2	11.1	11.1	9.9	10.3	11.6
高2	31.8	36.8	28.8	30.6	33.4	36.3

※電子書籍は「本」に含む。教科書、学習参考書、漫画、雑誌、図鑑、写真だけの写真集・絵だけの絵本、画集は「本」に含まない。

・各学年とも不読率は上昇傾向にある。

(参考) 全国における1か月間に本を読んでいない児童・生徒の割合 (%)

	H25	H27	H29	R1	R4	R6
小学生	5.3	4.8	5.6	6.8	6.4	8.5
中学生	16.9	13.4	15.0	12.5	18.6	23.4
高校生	45.0	51.9	50.4	55.3	51.1	48.3

(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)

※小学生(4~6年生)、中学生(1~3年生)、高校生(1~3年生)が対象。

■調査対象

(1) 読書状況調査

都内公立学校の児童・生徒
(小1、小3、小5、中2、高2の5%抽出)

(2) 読書活動取組状況調査

①都立学校及び都内公立小中学校、②都内区市町村教育委員会、
③都内区市町村子供読書活動主管課

	調査人数
小学校	30,045人
中学校	9,068人
高等学校	2,106人

不読の理由

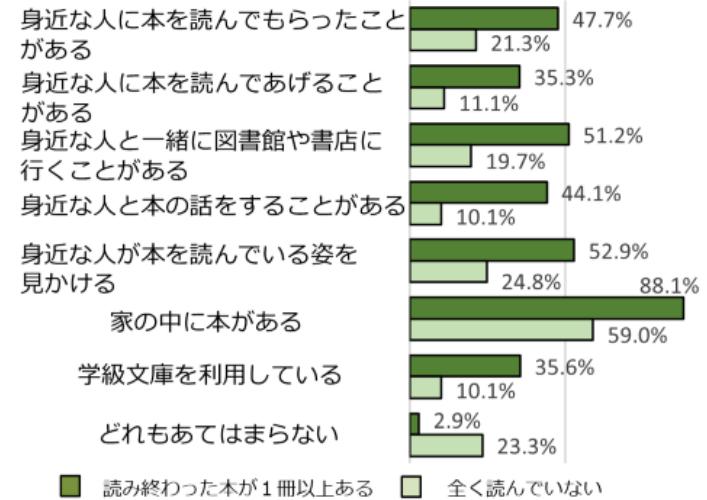
■「本」を読まなかつた理由【複数回答可】 (%)

	R4	R6
読みたい本がなかったから	39.5	39.9
本を読む時間がなかったから	33.9	31.3
本を読むことに興味がないから	41.1	39.4
文章を読むこと、字を見ること が嫌いだから。面倒だから	16.8	20.3
どれもあてはまらない	7.0	12.3

「読みたい本がなかったから」「本を読むこ
とに興味がないから」の回答が高い割合で推
移している。

身近な読書環境

■「本」を読んでいる児童・生徒と読んでいない児童・ 生徒の身近な環境の違い (%) 【複数回答可】



「本」を読んでいる児童・生徒は、身近な人と本を通じて交流している割合が高い。

読書のデジタル化

■読んだ本の中に電子書籍が あった児童・生徒の割合 (%)

	R1	R4	R6
小1	10.1	13.5	17.7
小3	11.0	13.6	18.1
小5	14.9	18.3	22.9

■電子書籍は誰のパソコン等で読んだか 【複数回答可】 (%)

	家族	学校貸与	自分	その他
小1	42.3	25.6	27.1	14.4
小3	32.9	33.8	39.7	11.8
小5	32.0	34.9	50.4	5.7
中2	13.0	10.3	88.4	1.7
高2	8.8	7.3	89.4	1.7

読んだ本の中に電子書籍があつた児童・生徒
は増加した。

学年が進むにつれて、
家族や学校貸与から自
分の機器で読む傾向

学校における読書活動等の状況について

学校での取組

- 学校経営方針等に読書活動の推進を位置付けている学校の割合 (%) ■学校経営方針等に学校図書館の活用を位置付けている学校の割合 (%)

	H27	H29	R1	R4	R6
小学校	96.2	98.0	96.7	94.3	92.7
中学校	90.9	94.0	93.9	89.9	87.7
高校	82.1	82.6	81.7	80.3	78.4

	H27	H29	R1	R4	R6
小学校	92.5	95.9	94.7	92.7	89.3
中学校	79.2	88.2	90.3	87.2	82.2
高校	70.5	69.1	69.2	75.9	78.4

- 朝や昼休み等に読書時間を設定している学校の割合 (%)

	H27	H29	R1	R4	R6
小学校	96.3	96.8	95.3	90.7	89.9
中学校	90.5	94.6	93.4	92.8	93.6
高校	25.6	22.4	27.6	21.0	24.2

高校は一部改善の兆はあるものの、小・中学校における読書活動の推進に係る取組は、コロナを境に減少傾向にある。

学校図書館の状況

- 4月から調査時点までの間、学校図書館を利用した児童・生徒の割合 (%)

	H27	H29	R1	R4	R6
小学校	91.8	89.8	88.5	87.1	92.0
中学校	63.0	61.1	61.7	59.5	55.0
高校	42.9	41.6	41.2	42.0	48.7

- ボランティアが読み聞かせなどの読書活動支援を行っている学校の割合 (%)

	H27	H29	R1	R4	R6
小学校	88.7	90.5	87.4	70.0	76.0
中学校	12.9	17.0	16.4	8.5	9.3
高校	3.5	3.1	2.9	6.9	5.9

・学校図書館の利用は、小学校と高校はコロナ前を上回る状況。

・ボランティアが読み聞かせやブックトークなどの読書活動の支援を行っている学校は、小学校と中学校では増加したが、感染症拡大前の割合までは戻っていない。

学校の読書活動における特色ある取組（抜粋）

（一人1台端末を活用した様々な取組）

一人1台端末を活用した購入希望図書のアンケート、図書だよりや図書館インフォメーションを全校生徒に向け配信等

（学校図書館のレイアウトの工夫等）

ボードゲーム、覆面本、リラックススペース、生成AI体験コーナーなど興味・関心を高めるコーナーの設置

区市町村における子供の読書活動の推進に関する計画策定率

策定率 83.9% (52/62区市町村)

計画目標である全ての自治体での計画策定には至っていない。

学校における新聞配備・活用の状況について

公立学校の新聞配備の状況

- 学校図書館、普通教室いずれかに新聞を配備している学校の割合 (%)

	R4	R6
小学校	60.0	66.1
中学校	73.9	76.4
高校	100.0	100.0

(参考) 全国における学校図書館、普通教室いずれかに新聞を配備している学校の割合 (%)

小学校	56.9
中学校	56.8
高校	95.1

(文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」)

・新聞の配備割合は、各校種とも高まっている。

新聞費の予算化の状況

- 小・中学校に新聞を配備するための費用を予算化している区市町村の数

予算化している32自治体の内訳（数）

	R4	R6
都全体	18	32
区部	8	16
市部	3	11
町村部	7	5

(62自治体中)

(23自治体中)

(26自治体中)

(13自治体中)

①学校図書館新聞費	②それ以外の新聞費	①②両方	その他
17	9	1	9

予算化していない30自治体の内訳（数）

①消耗品費等から学校裁量で購入	②その他	①②両方
26	3	1

第五次東京都子供読書活動推進計画（案）

令和8年2月

編集・発行 東京都教育庁地域教育支援部管理課

〒東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03（5320）6852